

（速度計等）

**第148条** 速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 速度が km/h で表示されないもの

ロ 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第56条第1項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

ハ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

ニ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

二 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 平成18年12月31日までに製作された自動車にあつては、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

ロ 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあつては、イの規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

- (2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

- 2 次の各号に掲げる速度計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項第1号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計